

第2期健康横浜21運動検討部会委員 名簿

(五十音順・敬称略)

1	役職	氏名	職名
1	部会長	田中 伸一	横浜市保健活動推進委員会 会長
2		遊馬 秀樹	(株)テレビ神奈川 営業本部 事業推進室長 兼 事業推進部長
3		大宮 淳	健康保険組合連合会神奈川連合会 事務局長
4		金子 規子	横浜市体育協会 地域スポーツ振興部 担当課長
5		七海 雷児	横浜市PTA連絡協議会
6		長谷川 由希	(株)神奈川新聞社 クロスメディア営業局広告部 課長

事務局:健康福祉局

藤 原 啓 子	健康安全部健康推進担当部長
室 山 孝 子	保健事業課健康づくり担当課長
黒 澤 龍 一	保健事業課担当課長
栗 原 明 日 香	保健事業課健康づくり担当係長
村 山 伸 昭	保健事業課担当係長
池 田 達 哉	保健事業課担当係長
鹿 瀬 島 岳 彦	保健事業課係員
鈴 木 礼 子	保健事業課係員

任期:令和5年3月31日まで

健康横浜21推進会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

	役職	氏名	職名
1	会長	渡邊 豊彦	横浜市医師会 常任理事
2	副会長	荒木田 美香子	国際医療福祉大学保健医療学部 教授
3	副会長	松谷 英司	横浜市食品衛生協会 副会長
4		遊馬 秀樹	(株)テレビ神奈川 営業本部 事業推進室長 兼 事業推進部長
5		内田 浩	全国健康保険協会神奈川支部 企画総務部長
6		大宮 淳	健康保険組合連合会神奈川連合会 事務局長
7		金子 規子	横浜市体育協会 地域スポーツ振興部 担当課長
8		佐藤 泰輔	神奈川県国民健康保険団体連合会 企画事業部長
9		瀬戸 卓	横浜市薬剤師会 常務理事
10		田中 伸一	横浜市保健活動推進員会 会長
11		中沢 明紀	禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議 会長
12		七海 雷児	横浜市PTA連絡協議会
13		西田 悦子	JA横浜 生活文化部生活福祉課 課長
14		長谷川 由希	(株)神奈川新聞社 クロスメディア営業局広告部 課長
15		古屋 強	横浜南労働基準監督署 署長
16		佐藤 信二	横浜市歯科医師会 常務理事
17		前橋 寛	相鉄ローゼン(株)総務人事部マネージャー
18		守分 光代	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長
19		山本 妙子	神奈川県栄養士会 副会長
20		渡辺 哲	神奈川産業保健総合支援センター 所長

事務局:健康福祉局

田 中 博 章	健康福祉局長
田 畑 和 夫	健康福祉局担当理事
佐 藤 眞 理 代	健康安全部担当部長
藤 原 啓 子	健康安全部健康推進担当部長
田 中 園 治	健康福祉局担当部長
室 山 孝 子	保健事業課健康づくり担当課長
栗 原 明 日 香	保健事業課健康づくり担当係長
安 達 暢 子	保健事業課健康づくり担当係長
春 日 潤 子	保健事業課健康づくり担当係長
佐 藤 里 恵	保健事業課係員(保健師)
鈴 木 礼 子	保健事業課係員(管理栄養士)

健康横浜 2 1 推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日 健保事第 3964 号 (局長決裁)
最近改正 平成 29 年 4 月 1 日 健保事業第 4107 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号) 第 4 条の規定に基づき、健康横浜 2 1 推進会議 (以下、「推進会議」という。) の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康増進計画である健康横浜 2 1 (以下、「健康横浜 2 1」という。) の推進に関すること。
- (2) 健康横浜 2 1 の評価・策定に関すること。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業等の各種団体の代表者
 - (4) マスメディアの代表者
- 2 委員の任期は、5 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第 4 条 推進会議に、健康横浜 2 1 の評価・策定や健康づくりに関する事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業・各種団体の代表者等
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

たものとする。

(会長)

第5条 推進会議に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の議長とする。
- 3 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 健康横浜21について調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 5 部会の委員構成や議事内容等を踏まえ、推進会議の会長が認める範囲において、前項に基づく部会の決定を推進会議の決定に代えることができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、推進会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 推進会議の庶務は、健康福祉局健康安全部保健事業課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。また、最初の部会の会議は、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 回運動検討部会振り返り及び令和元年度の取組報告

1 平成 30 年度 第 1 回第 2 期健康横浜 2 1 運動検討部会について（振り返り）

(1) 開催概要

日 程	議題内容等
平成 31 年 2 月 6 日 14 時～16 時	1 運動に関する現状と課題について 2 よこはまウォーキングポイント事業について 3 具体的な取組の検討 (1) 継続して運動に取り組める方法、働き・子育て世代へのきっかけづくり (2) 具体的取組方法について

(2) 議論した内容について

論 点	主な意見等
継続して運動に取り組む方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・運動のための時間をつくるのではなく、<u>日常生活プラスワンの取組</u>が継続のポイントとなる。 ・モチベーションを上げることが重要で、『自分のために運動が大切である』を認識することが大切である。
働き子育て世代のきっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・働き子育て世代は、ほとんどが働いているため、平日は時間がない。休日でも平日たまった家事等で疲れてなかなか<u>時間がない</u>。そのため個人だけの努力では難しい。職場の協力も必要である。 ・子育て世代は、子どもをきっかけに親へアプローチする。
効果的なきっかけ、仕掛けとは	<ul style="list-style-type: none"> ・『<u>健康</u>』が目的でない<u>楽しいイベントから運動につなげる</u>。 ⇒『イベントに参加した結果、運動をするきっかけになり、健康になった』が理想的 ・<u>ウォーキングポイント事業</u>新規参加者や継続する人が定着するためには <u>モチベーションが上がるための仕掛けが必要</u> である。
運動習慣のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・個人だけの努力では難しいので、職場の協力も必要。 ・<u>街中にウォーキングステーションを設置</u>。 気軽にウォーキングをするための活用と周知が課題である。 例えば：仕事帰りにウォーキングするための着替え、シャワーロッカーの利用等ができる。 着替えのレンタルや水分補給所等の役割。 ・<u>自転車の活用</u>。(街中で利用できる自転車の設置、ステーション) 例えば：自転車を利用しやすい道路整備。 出先で、移動のために利用できる自転車とステーションの整備。

2 令和元年度取組報告

(1) 「よこはまウォーキングポイント」における新たな取組

ウォーキングへの継続的な取組を支援するため、個人や企業・団体等への表彰制度を開始。

○個人：年間目標（年間平均歩数、継続日数等）を達成した参加者に表彰状や記念品を授与。

○企業・団体等：当事業のエントリー事業所や地域で活動する団体の取組を募集。応募団体には「パートナーシップ証」を贈呈するほか、特に優れた取組には副賞（共同事業者賞、健康器具や食品等）も提供。応募団体の取組をまとめた事例集も作成。

(2) 薬剤師会と連携したウォーキングイベント（薬草探索ウォーキング）

主催：横浜市薬剤師会 共催：横浜市

日時：令和元年5月26日（日）

実施結果：参加者数 計66名（内訳 参加者45名・スタッフ21名）

薬草探索という切り口で運動習慣のきっかけづくりを提供できた。

(3) ナイトヨガ（「スマートライフフェスタ in 横浜スタジアム」）

主催：厚生労働省・スポーツ庁 共催：横浜市

日時：令和元年9月2日（月） 19:30～20:30（開場19:00）

会場：横浜スタジアム

講師：浅野 佑介氏（ヨガインストラクター）

実施結果：参加者数（約1,000人）

「働き・子育て世代」を中心に、「稔りの世代」までの幅広い年代層が参加した。

(4) 各区における運動に関する事業

○運動に関する講座や講演会等の事業実施

○地域人材と連携したイベント、講座等（保健活動推進員や食生活等改善推進員）

○各区で工夫した取組の展開（スロジョグ、ノルディックウォーキング等）

(5) 関係各局の取組例

「横浜市自転車活用推進計画」

○自転車を活かした健康づくりの支援

健康づくりと自転車に関する情報提供等

○サイクルスポーツへの興味を高める取組推進

3 特別委員会での議論

(1) 議題

「ラグビーワールドカップ2019及び東京オリンピック・パラリンピック等のスポーツイベントを契機とした日常の健康づくり」